

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理3イ、合併症：続発性気管支炎」の決定を受け、平成〇年〇月までA医院に通院し、加療していた。平成〇年〇月〇日以降は、「神経膠芽腫」の診断を受けたB病院に入院し、加療していたが、平成〇年〇月〇日、同病院において「肺炎」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡とじん肺、続発性気管支炎との間に相当因果関係が認められず、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) まず、被災者が発症していたじん肺症及びその合併症とされている続発性気管支炎と、その後診断された神経膠芽種（以下「脳腫瘍」という。）との間には医学的知見からそれぞれ因果関係は認められない。

(2) 次に、被災者の直接死因である「肺炎」について、主治医のC医師及びD医師は意見書において、要旨、平成〇年〇月〇日に誤嚥性肺炎が確認され、誤嚥性肺炎発症の原因は、脳腫瘍による意識障害の進行による誤嚥であるとしながら、これにじん肺に伴う低肺機能があり、これが関与して肺炎が重症化したと述べている。

一方、E医師及びF医師は意見書において、要旨、被災者のじん肺の療養経過記録に照らし、被災者は、脳腫瘍の進行による意識障害の出現等全身状態の悪化が誤嚥性肺炎の引き金になったと考えられると述べている。

また、G医師は意見書において、要旨、関係資料からは、入院して脳腫瘍の治療を受ける以前に重症な肺炎を発症したとするものはみられず、脳腫瘍治療を受けている中で、重症肺炎を併発し、肺炎が死亡原因とされていることから、老齢と脳腫瘍が誤嚥を誘発し、誤嚥性肺炎を生じさせ、肺炎の増悪に悪影響を及ぼしたのがじん肺と考えると述べている。

なお、H医師は意見書において、平成〇年〇月以前3年間において、じん肺及び続発性気管支炎の症状に変化がなかったと述べている。

(3) 当審査会は、上記(2)の意見を踏まえ、被災者のじん肺の療養経過及び医証等を再度、精査検討をした結果、被災者の死亡の原因とされた肺炎は、主として被災者の私病であった脳腫瘍の進行が誤嚥性肺炎にいたったものであり、被災者の死亡とじん肺及びその合併症である続発性気管支炎との間に相当因果

関係は認められないものと判断する。

したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとは認められない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。